

神戸市告示第 147 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 30 年 5 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

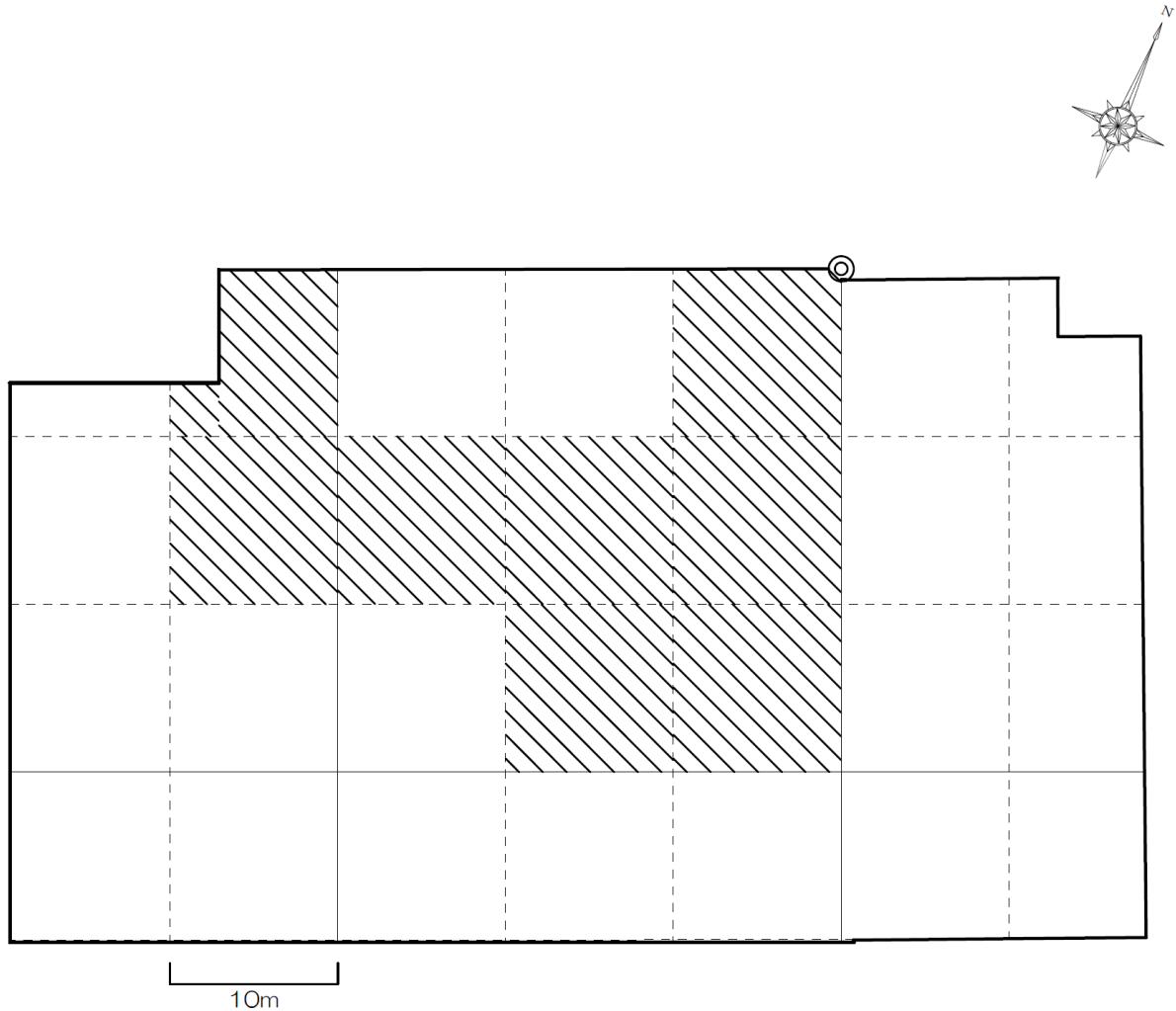
1 指定する区域

東灘区深江北町四丁目 227 番の一部、228 番の一部、232 番の一部
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



凡 例	
◎	起点
—	敷地境界線
▨	形質変更時要届出区域

【起 点】
起点は、神戸市東灘区深江北町4丁目227番の最北端地点とする。

【格子の回転角度】
60° 26′ 53″
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計周りに回転させた角度を示す。